

ともに生きるまちを目指す条例

江戸川区SDGs推進部共生社会推進課

江戸川区は、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定した（条例第19号として、令和3年6月30日公布、7月1日施行）。

条例の特徴は、全ての人を対象にした共生社会条例であること、また、その理念を表現した「前文」は、誰もが理解できるように箇条書きにしていることである。区と区民、事業者が目指すまちの姿とそれぞれの役割を明らかにし、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的としている。

1 条例制定に至った背景と経緯

(1) 江戸川区の概要

江戸川区は、東京都特別区（以下「23区」という。）の最東端に位置しており、人口約70万人の自治体です。区内全域に及ぶ豊かな水辺空間や、23区で一番広い公園面積を誇る環境などが相まって多くの人々が集まり、子どもから高齢者まで、国籍や障害の有無等を問わず、多様な人々が暮らしています。

また、公立の小学校校数が23区で一番多いことから子どもも多く、まち中には子どもたちの歓声が溢れています。一方、老人クラブ数も23区で一位であり、元気な高齢者が多いこ

とも特徴の一つです。さらに、外国人も多く住んでおり、その数は今年度に入り新宿区を抜いて23区で一位になりました。2000年以降、急速に増加したのがインド人です。主に都心で働くIT技術者たちの住まいとして選ばれ、現在、日本一のインド人口を擁する自治体になりました。

本区では、このような多様な人々との「共生」に関する取組を積極的に進めており、令和元年10月には国から「先導的共生社会ホストタウン」に認定され、さらに今年5月には、2021年度「SDGs未来都市」にも選定されました。

(2) 条例制定の背景

本区の歴史を振り返ってみると、その時代に応じて骨格となる方針を定めてきました。昭和40年代は土地区画整理事業を中心としたまちの基盤整備による農村から都市への脱皮、昭和50年代は下水道の敷設や緑化の推進、公共施設の整備などまちづくりの総仕上げ、昭和60年代から平成中期までは文化の振興や国際交流、福祉施策の積極展開などによるまちのグレードアップ、平成中期以降は共育・協働による区民主体のまちづくりです。

前回の方針策定から約20年が経過し、令和という新しい時代を迎え、本区では今後の施策策定に向けて2100年までの将来人口推

計を試算しました。これによると、2100年、人口は現在の約3分の2まで減ることが分かりました。また、子どもの数は減り、高齢化率は高まり、区民の6人に1人は外国人になるなど、人口構成も大きく変化する見込みです。今後、将来にわたって区が目指す「柱」となる方向性を見定める時期を迎えています。

(3) 条例制定の考え方

「江戸川区という自治体のアイデンティティは何か？」と問われた時、その答えは「多様性である」と言えます。このことは、これまで行ってきた施策にも如実に表れています。

例えば、本区では高齢者だけでなく、子どもや障害者、外国人など誰でも集うことができ、身近な相談ができる施設「なごみの家」を区内9か所に設置しました。また、車いすやベビーカー等の利用者、目の不自由な方にも優しい車道と歩道の「段差解消ブロック」も設置しています。これは「江戸川方式」と言われ、視覚障害者団体とまち歩きを重ね、平成3年から長きにわたり整備を進めています。更には、昨年度から「東京パラリンピック22競技」でできる宣言」と題し、東京パラリンピックで開催された22競技を全て区内で体験できるようにする取組も開始しました。健常者だけでなく障害のある方のスポー

ツ環境の向上も図っています。

広く国内に目を向けると、「子育て世代」や「若者」にフォークラスした取組を多く行っている事例も見られます。当然、その地域の事情もありますが、本区が「多様性」を第一に掲げているのは、まちには子どもがいて、若者がいて、働く世代がいて、高齢者がいて、その中には障害のある方や外国人もいる。その一人一人がいてまちができており、その一人一人がまちを支える大切な存在であると考えているからです。

多様な人々が共に生きることができ、今日生まれた子どもたちが生きる2100年の未来をより良いものにするために共生社会を実現する、その想いを「条例」という形で明文化することになりました。この条例は、「将来世代への思いやり」と捉えています。

(4) 条例案の作成と多様な人々からの意見聴取

令和2年10月、区が進める共生社会に関して御意見や御助言を頂く会議体として、「えどがわ未来カンファレンス」を設置しました。メンバー構成は年齢や性別、障害の有無や国籍などのバランスを考慮し、18名を選定しました。例えば、江戸川区在住で宗家花火鍵屋15代目の天野安喜子さん、車いすラグビー選

手の壁谷知茂さん、江戸川区出身で人気アイドルグループ乃木坂46の山崎怜奈さん、区の防災計画等に御助言を頂いている東京大学大学院情報学環特任教授の片田敏孝さん、翻訳家のハンス・デ・モスさんなど実に多彩です。座長は斉藤猛江戸川区長が務めており、これまで6回開催し、いずれの回も白熱した議論が展開されました。行政からの区民への情報の伝え方や災害に対する対応など、行政の視点では気付くことができなかった内容の御提案も数多く頂き、それらを参考にしながら条例の条文作成を進めてきました。

条例の素案が出来上がった段階で、その当事者である将来世代の子どもたちからも意見を聴くことにしました。区内にある中高生の活動拠点「共育プラザ」において中高生に声を掛けると、「とても分かりやすく書かれていて読みやすい」、「行政が将来世代のことを真剣に考えてくれていることが分かりとても嬉しい」、「自分が親になる時までには、この条例が描くような未来にしていかなければならない」など、とても前向きな御意見を聴くことができました。さらに、多世代の意見を聴くために、20代から60代の区職員にも意見を求めました。

一方、この条例全体を総括する「前文」を、より分かりやすい文章にするため、教育部局

にも協力を仰ぎ、教員の視点での監修も行いました。

このように多くの過程を経て完成した条例案をパブリックコメントに付すことになりましたが、条例の性格上、多様な主体からの意見が欲しいところです。そのため、LGBTQの団体や障害者団体などにも声をお掛けし、多くの御意見を参考にしながら条例案を確定させ、江戸川区議会へ上程することとなりました。

2 条例の内容

この条例の特徴は大きく分けて2点あります。

1点目は、全ての人を対象にした共生社会条例であることです。他自治体の事例を見ますと、「障害者との共生」や「外国人との共生」を謳う条例は多々ありますが、全ての人を対象にしている事例はほとんどありません。

2点目は、条例を総括する「前文」を、誰にでも理解できるようにしたいという想いから、小学5年生でも分かる程度の表現とし、伝わりやすいよう箇条書きにしました。

これらのことから、本区の新たな羅針盤となるこの条例は、他に類を見ない、特徴ある条例になりました。

(1) 条例名

当初は「江戸川区共生社会推進条例」というような固いイメージの名称も検討していましたが、全区民に知っていただき、理解して欲しい条例であることを踏まえ、誰にでも分かりやすい「ともに生きるまちを目指す条例」としました。

(2) 前文

この条例の最大の特徴は、この前文にあります。本区が目指す共生社会の理念が前文で表現されており、前文だけで条例の全てが理解できるように作成しています。

前文では、「ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。」と始まり、「人とともに生きる」、「社会とともに生きる」、「経済とともに生きる」、「環境とともに生きる」、「未来とともに生きる」の各段落を設け、SDGsとも連動させています。主な内容は、一人一人の「ちがいを尊重すること、ともに力を合わせることで、事業者も大切な区民の一人であること、災害時も誰一人取り残さないこと、そして2100年のこのまちを夢と希望に満ちたものにする」ことを、2021年の今、誓うという内容です。

(3) 目的

区、区民、事業者が目指すまちの姿、役割を示し、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的と規定しています。

(4) 定義

共生社会の定義を、全ての人が年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会と規定しています。

(5) 区の責務・基本的施策

区は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することや区職員等の能力開発などを定めるとともに、計画の策定や具体的施策等の実施について規定しています。

(6) 区民及び事業者の役割

区民及び事業者は、共生社会の実現に向け、自ら考え、自ら行動し、及び協働するよう努めるものとしています。

(7) 災害等への対応

災害リスクが高い本区ならではの項目とし

て、あえてこの項目を設けました。ここでは、災害等への対応（災害発生時に備えた平常時の対策を含む）については、多様性に十分配慮して行うものと規定しています。

(8) 政策等への反映

この条例は理念条例として区の最高規範となることから、条例や計画の策定等に当たっては、この条例に定める理念を最大限に尊重すると規定しています。

(9) 変化への対応

先行きが不透明な時代であるがゆえに、この項目を設け、区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととすると規定しました。

3 課題と今後の展望

本区としては初めて、区の方針を明文化した理念条例を制定することができました。ただし、どんなに良い条例を作っても、より多くの区民に知っていたただかなくては意味がありません。

そこで、今後は、この条例の理念を「ものがたり」と「えほん」にして広く区民に知っていたただく予定です。「ものがたり」は直木

賞作家で江戸川区出身の石田衣良さん、「えほん」は絵本作家のかめおかあきこさんにそれぞれ執筆をお願いしています。様々な手法でPRすることで、多様な主体に情報が届けられると考えています。

結びに、本区ではこの条例の下、「区民とともに誰もがともに生きることができる持続可能なまち」を築いていきたいと考えています。

●第65号(2021年5月発売) 定価 1,265円(税込)

・特集 行政手続は適法・適正に執行されていますか？

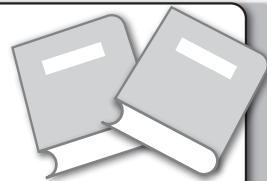
- 自治体における行政手続の課題と対応
- 自治体にとっての行政手続法の意義とポイント
- 自治体における行政手続の運用とその留意点
- 行政敗訴判決に学ぶ行政手続
- 行政手続研修の効果的な進め方～行政手続法を意識した自治体実務に向けて～
- 行政ドックから見える自治体における行政手続の課題
- 豊田市における行政リーガルチェックの取組

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

- 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例
- 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

・トピックス

- 「自治体DX推進計画」の策定について
- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の解説
- 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂について



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい(フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 FAX: 0120-953-495 URL: https://gyosei.jp)

受付時間: 月～金 9時から17時 Web 案内